

議案第25号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例

備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「含む。）」の次に「及び個人識別符号」を加え、同条中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (8) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 本人の同意があるとき。

第11条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第20条の2第1項第1号中「同法第28条」を「同法第29条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(備前市情報公開条例の一部改正)

- 2 備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「個人に関する情報」を「個人情報(備前市個人情報保護条例(平成17年備前市条例第14号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)」に改める。

第7条第2号中「個人に関する情報」を「個人情報」に改め、「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を削る。

第18条第1項中「(平成17年備前市条例第14号)」を削る。

<p>(収集の一般的制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u></p>	<p>(収集の一般的制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>本人の同意があるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(自己情報の利用停止請求)</p> <p>第20条の2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項にお</p>
<p>_____を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>本人の同意があるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(自己情報の利用停止請求)</p> <p>第20条の2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項にお</p>	<p>_____を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>本人の同意があるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(自己情報の利用停止請求)</p> <p>第20条の2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項にお</p>

<p>いて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) 当該自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、番号第1項及び第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は<u>同法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する当該個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>いて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) 当該自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、番号第1項及び第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は<u>同法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する当該個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---